

第8節 届け出ることの利点と問題点

1. モーテル・ラブホテル業者間の届出業者・非届出業者観

Q 36 - 1. (届出営業者の方にお聞きします) 届出をしていない同種のホテル営業についてどのように思いますか。(複数選択)

- ア) 業界全体の不公平感になりかねないので、同じように規制すべきである
- イ) 「専ら異性を同伴する」ホテルにかわりはないので、同じように規制すべきである
- ウ) 法的なモーテル・ラブホテルの基準に該当しなければ規制の必要はない
- エ) 我々のホテル営業とは基本的に異質である
- オ) 我々のホテルを利用する客とは基本的に異質である
- カ) 経営者の自主性に任せればよい
- キ) その他 ()

Q 36 - 2. (届出をしていない営業者の方にお聞きします) 届出をしているモーテル・ラブホテル営業についてどのように思いますか。(複数選択)

- ア) 健全営業に努める営業姿勢がよい
- イ) 届出したら法律の規制は及ばないと思っている者もいる
- ウ) 我々のホテル営業とは基本的に異質である
- エ) 我々のホテルを利用する客とは基本的に異質である
- オ) その他 ()

風営適正化法のもとでは、モーテル・ラブホテルは届出制である。一定の基準に照らし合わせて該当する施設は届け出なければならないが、そうでなければ届け出る必要はない。そして、その場合は規制の対象とはならない。モーテル・ラブホテル営業者が、届け出て規制を受けた上で保護・優遇されるのが有利と判断するのかそれとも不利と判断するのかが、今後の動向に影響を与えることになる。また、不利と判断したのであれば、合理的な範囲で改善する必要が生じるだろう。

最初に、モーテル・ラブホテルの届出業者と非届出業者が、互いをどう見ているかをたずねた質問から、届出業者、非届出業者の特徴と、互いに互いがどうするべきだと思っているかを見てみよう。**表3-9**は、届出業者に対して「届出をしていない同種のホテル営業についてどのように思いますか。(複数選択)」とたずねた結果である。まず、営業内容・客層の違いについては、「我々のホテル営業とは基本的に異質である」と考えている者は4分の1強どまり、「我々のホテルを利用する客とは基本的に異質である」も2割弱であり、違いはないと見ている者が多数を占める。こうした認識のもとでは、規制に関しては、「法的なモーテル・ラブホテルの基準に該当しなければ規制の必要はない」と必要性を否定する者は3割弱の27.2%と少数派である。同じように、「経営者の自主性に任せればよい」も34.5%と少数派である。これに対して、規制すべきであるという意見は多数派であり、「業界全体の不公平感になりかねないので、同じように規制すべきである」と考える者が77.6%、「専ら異性を同伴する」ホテルに変わりはないので、同じように規制すべきである」と考える者が75.9%いる。

続いて、非届出業者が届出業者をどう見ているかを、**表3-10**で見てみよう。まず、営業内容・客層の違いについては、「我々のホテル営業とは基本的に異質である」が16.2%、「我々のホテルを利用する客とは基本的に異質である」が10.8%となっており、届出業者の見方よりも、さらに、届出・非届出間の違いを否定する傾向が強い。そして、「届出したら法律の規制は及ばないと思って

いる者もいる」は24.3%と4分の1以下にとどまり、これに対して「健全営業に努める営業姿勢がよい」が48.6%と2分の1弱に達し、届出業者を肯定的に評価する傾向が読みとれる。

表3-9 届出を出していない同種のホテル営業への意見（届出している業者への質問）
(n=232) (%)

	不公平なので規制すべき	かわりはないので規制すべき	規制の必要はない	営業が基本的に異質である	客が異質である	経営者の自主性に任せるべき	その他
そう思う	77.6	75.9	27.2	26.3	19.4	34.5	2.2
そう思わない	12.5	14.2	60.3	60.3	67.2	51.3	0.4
無回答	9.9	9.9	12.5	13.4	13.4	14.2	97.4
合計 (232)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表3-10 届出をしている営業についての意見（届出していない業者への質問）
(n=37) (%)

	営業姿勢がよい	届出したら法規制及ばないと思っている	営業が基本的に異質	客が異質である	その他
そう思う	48.6	24.3	16.2	10.8	2.7
そう思わない	21.6	40.5	48.6	56.8	
無回答	29.7	35.1	35.1	32.4	97.3
合計 (37)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 風営適正化法届出による不利益と不都合

- Q 37. (届出営業の方にお聞きします) 届出をしているために、金融機関の融資で不利な扱いを受けたことがありますか。
- Q 38. (届出営業の方にお聞きします) 届出をしているために受ける不利益や不都合なことはありますか。
- Q 38 - SQ1. (上記設問で「1. ある」と答えた方のみお答えください。) 不利益や不都合なことをお書きください。
- Q 39. (届出営業の方にお聞きします) 届出をしているために受ける利益や好都合なことはありますか。
- Q 39 - 1. (上記設問で「1. ある」と答えた方のみお答えください。) 利益や好都合なことをお書きください。

前述の質問で、届出業者が「不公平なので規制すべき」「かわりはないので、同じように規制すべき」などの言葉に強く反応していることから推測すると、届出業者は届け出た結果をネガティブに見ているものと考えられる。そこで次に、届出業者対象の質問から、届出による不利益や不都合についての実態と意見を見てみよう。

表3-11は、届出に伴う利益と不利益の経験をたずねた結果である。3割弱、28.4%の営業所で不利益・不都合の経験があると答えている。これに対して、利益・好都合の経験は、わずか5.6%であった。どちらの割合も低く、届出が決定的な有利・不利には結びついてはいないのかもしれない。しかし、そうした中でも、不利な経験が有利な経験の5倍の値となっていることは注目に値する。また、金融機関だけに限っての質問では、「金融機関の融資で不利な扱いを受けたことがあります

か」に対しては、42.2%が不利な扱いを受けた経験があるとしている。

不利益・不都合な体験については、モーテル・ラブホテル営業者は、下に示したような、具体例を回答している。上述のように、42.2%の回答者が融資で不利な経験を受けたことがあり、さらに、28.4%がその他の不都合や不利益の経験があるとしているが、具体例の傾向としては風営適正化法の届出をすることの不利益が多く書かれている。25人の回答者が融資の際の不利について触れており、お金が借りにくくことが大きな問題となっている。また16人が「看板が立てられない」「野立て看板等の規制」などの看板規制で不利益を被っているとしている。さらに、増改築の規制が6人、売買や子どもへの後継ができないが3人…等々の不利益・不都合を挙げている。また、その他では、「検査や規制が多い」「規制が厳しい」「人格としてまっとうに見られない様子がある」「風営適正化法に入れられたことではなはだ肩身が狭い。ソープランドや風俗店と同じだと思われていると思う」「法人営業所得税の特別控除が受けられなくなった」などの回答があった。

表3-11 届出の不利益と利益（届出している業者への質問）(n=232) (%)

	不利益・不都合の経験	利益・好都合の経験	融資での不利な扱いの経験
ある	28.4	5.6	42.2
ない	64.7	84.1	51.7
無回答	6.9	10.3	6.0
合計	100.0	100.0	100.0

Q 38 SQ1. 風営適正化法届出による不利益・不都合

【融資上の不利】

- ・金融（銀行、信用金庫）だめ。不利。
- ・銀行関係の融資がむずかしい。
- ・融資の都合ができない。
- ・融資が付かない。
- ・公的な融資が借りられない。
- ・公的金融資が受けられない。納税をして義務を果たしているも差別をされる。
- ・銀行及び政府系の融資が受けられない。
- ・金融機関（銀行・信金）からの融資が受けられない。
- ・金融機関の貸し出し不良。
- ・納税や雇用など社会的に貢献はしているのに関わらず、風俗営業だということで銀行の融資が受けられないので納得できない。
- ・前問の金融の差別を受けている。
- ・警察のチェックが厳しい。金融の面でどうしようもない。
- ・金融差別
- ・公的機関より借入がとても難しいため経営が難しい。
- ・ダブルベッドがあるというだけで公的金融が受けられない。
- ・東京信用保証協会の保証が受けられること。
- ・公的融資が受けられなかった。
- ・前記のように銀行関係の融資が非常に難しい。なぜなのか。不思議である。
- ・借用できない！断られた！
- ・政府機関の融資が受けられない。

- ・金融機関からの融資が受けられない。政府の各種制度資金の活用が除外され不公平である。
- ・銀行の融資が受けにくく、借りても他の職より金利は高い。
- ・融資で都市銀行からは無理。
- ・金融機関等からの資金援助等で不利な状況を強いられる。
- ・金融機関（銀行公庫等）の融資は全く受けられない。（トンネル融資はあるみたいですが）その規制はなくすべきです。一暴力団の仕事ではありませんので。

【看板の規制】

- ・案内看板がなくなり客が減少した。15%くらい。
- ・看板が立てられない。
- ・看板規制があり思った所に出せない。
- ・看板などの撤去。
- ・警察の取締りが厳しい。
- ・店舗の案内看板が設置する事ができず新規のお客様の来店動機を無くしていると思われる。
- ・看板などの規制。
- ・野立て看板等の規制。
- ・今度の看板規制の後で届出業者でない者誰が見ても同伴業者であるホテルが新看板広告を市中に出してきた。
- ・看板規制について届出業者と同じ業体の届出してない業者が看板を出し始めたのが問題だと思う。
- ・広告規制で警察より看板外せと言われている。届出しないホテルは看板を増設していても何も言われない。こんな不公平なことはない。
- ・広告、看板規制の対象になり警察が看板を外せと言って来る。届出しないラブホテルは看板をどんどん新設している。こんな不公平なことはない。
- ・看板規制です。死活問題です。
- ・今回の指導要綱の中にある同等の同業種と思う。従って広告看板規制は不公平であり差別である。（人種差別に等しい）看板は商業の命です。
- ・度重なる法改正で広告看板の撤去、撤去費用の数十万円～数百万円、補償なし。
- ・風営適正化法の強化によって、大通り沿いから少し中に入った営業所においては敷地外での道案内の宣伝や広告等が設置できなくなり、不都合であり大変不利益を受けている。

【増改築の規制】

- ・室内の改造など許可がないとできない。また届出書類が多い。
- ・隣地なのに建物を建てさせてもらえない。
- ・客室の広さの変更や客室数の変更など。
- ・リニューアルで規制を受ける。
- ・改装の時、届出をしなければいけない。新築、増築が不可能。
- ・客室の増改築。

【売買や子どもへの後継が出来ない】

- ・会社組織にしなかった事。売買ができないのでしょうか。
- ・営業を子供に継がせることができない。
- ・売ることができない。一代限りである（法人は別）。

【その他】

- ・検査や規制が多い。
- ・様々な規制を受けている。
- ・警察、行政で取扱いが悪い。
- ・シティホテルは目的、実態は規制されているホテルと何ら変わることろはない。原点に戻りなぜ規制されたかを考慮して、同等の厳しい指導をしてほしい。シティホテルとの差別を感じる。
- ・規制が厳しい。

- ・正常営業者「クソマジメ」で頑張っている。(法に基づいて)アウトサイダー営業者は知らぬふりをして先々新流行を追っている。講習に出席する数が少なく思う。
- ・性を目的とのみの社会の認識を感じますが、現実にはさまざまな目的に利用。特に車での移動をしている人々が多く、その為には現在の世相に必要な施設である。
- ・人格としてまっとうに見られない様子がある。
- ・風営適正化法に入れられたことではなはだ肩身が狭い。ソープランドや風俗店と同じだと思われていると思うと。
- ・法人営業所得税の特別控除が受けられなくなった。
- ・経営環境は厳しすぎる。政府が買い取り補償し、全国的に禁止した方がよい。

風営適正化法により届け出したことによる不利益・不都合の具体例を挙げる者が多かったのに対して、利益・好都合の経験者は5.6%しかいない。その中で、具体例に寄せられた声は次の12人だけで、そのうちのいくつかは本来ここに書かれるべき内容でないものである。なお、寄せられた回答は、「警察、保健所などの信用」「現在のホテルの数より増えないこと」「暴力行為の防止」「無銭利用または器物損壊等の加害者客のフォロー」「組合で話し合える」などあった。

Q 39 SQ1. 風営適正化法届出による利益・好都合

- ・警察、保健所などの信用。
- ・講習で一早く法を知るくらい。
- ・暴走族などなんぞで厳しい法律で始末できないかオカシイ。
- ・現在のホテルの数より増えないこと。
- ・銀行だけ。
- ・1. 暴力行為の防止。 2. 無銭利用または器物損壊等の加害者客のフォロー。
- ・一人の泥酔客、暴力団風の客を断るには都合がよい。ラブホテルですので同伴以外はお断りします、と。
- ・警察、保健所とはいつも連絡が取れていますし、注意事項等の知らせ等会合等いろいろ情報が入ります。
- ・組合で話し合える。
- ・警察の指導が厳しい。
- ・公認されたホテルの為、利用者は次の点で安心して利用できる。 ①適正料金、②暴力団、18歳未満等の出入り禁止の表示あり。 ③常に各種の行政指導を受けているなど…。
- ・私は30年前、現在の旅館を営業した当時より小、中、高等学校学校PTA会長を10年以上、民生委員10年以上、現在公職を持ち兵庫県知事、厚生大臣2回感謝状、また日本赤十字社特別銀色有功章。このような肩書きを持って人に迷惑をかけず、世のため世間のために人にお世話をしてくれる。一人の人間として思うがままにお願いをしてますのでよろしくお願ひします。

第9節 全般的な意見

Q 40. その他、モーテル・ラブホテル営業の全般について意見がありましたらお書きください。

今回の調査では、最後にまったく自由に回答者の意見を書いてもらった。269名の回答者のうち82名、31.5%が回答を寄せた。

「現在のホテル業はもっと健全」「若い人は娯楽場所の一つとしてとらえているところもある」な